

会計管理局

随意契約件数

5件

金額

402,262,203 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
1 用度管財課	大分県備品管理システムサービス提供業務	令和6年4月8日	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60(54階)	株式会社アセットメント	8,236,800 円	<p>①本業務は、全庁的な備品管理を行うために、クラウドシステムのサービス提供を受けるものである。</p> <p>②これを行うためには、令和5年度に構築した備品管理システムが入っているクラウドサービスの利用を行う必要がある。</p> <p>③上記クラウドサービスを利用するためにサービス提供に係る契約を締結できるのは、サービスの提供元である(株)アセットメントのみである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
2 用度管財課	営業用自動車の借上げに係る単価契約	令和6年4月1日	大分県大分市大津町3丁目4番13号	大分県タクシーチケット事業協同組合	9,500,000 円	<p>①本業務は、営業用自動車(タクシー)の借上げ(単価契約)を行うものである。</p> <p>②大分県における営業用自動車の料金体系は各社とも均一である。また、大分市内又は、別府市内(大分県庁用自動車等管理規程第13条第1号及び第2号)で運行している法人全ての営業用自動車を借上げ車として配車できるのは大分県タクシーチケット事業協同組合のみである。</p> <p>③単価契約: 【距離制運賃】 普通車初乗り550円、加算160mまでまずごとに50円、待料金1分00秒までごとに50円 大型車初乗り580円、加算107mまでまずごとに50円、待料金40秒ごとに50円 特定大型車初乗り630円、加算102mまでまずごとに50円、待料金40秒ごとに50円 【時間制運賃】 普通車30分までごとに2,660円、大型車3,520円、特定大型車3,630円 【時間距離併用運賃】 普通車時速10km以下の運行時間1分00秒50円 大型車時速10km以下の運行時間40秒50円 特定大型車時速10km以下の運行時間40秒50円 【深夜早期割増料金】 22時から5時まで2割増 【遠距離割引】 普通車・大型車10,000円を超える部分1割引 特定大型車15,000円を超える部分1割引</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
3 用度管財課	令和6年度 燃料等売買単価契約	令和6年4月1日	大分市都町3丁目6-26	大分県石油販売協同組合	366,532,035 円	<p>①当該物品は、本庁等(各種委員会、教育庁、県警本部を含む)及び各かいで使用 する燃料等である。</p> <p>②公用車等への円滑な給油と購入単価の安定等を図るためには、単価契約が必要 である。</p> <p>③県下の燃料等の単価は地域によって差があるが、県内全域で安定供給が得られ、 県内同一単価の供給が可能な業者は大分県石油販売協同組合のみである。同組合 は、官公需の需要に十分応えられる組合として国から認証されており、受注の機会を 増大させるよう国からの指導もある。</p> <p>④契約単価 揮発油:レギュラー 176.00円/L 揮発油:ハイオク 187.00円/L 軽油:免税 120.89円/L 軽油:課税 152.99円/L 灯油:白ローリー 118.80円/L 灯油:白ドラム 123.20円/L 重油:Aローリー 113.30円/L 重油:Aドラム 116.60円/L エンジン油:ガソリン車用 1100.00円/L エンジン油:ディーゼル車用 880.00円/L</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

会計管理局

随意契約件数

5件

金額

402,262,203 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地	契約の相手方の名称	契約金額	随意契約理由	地方自治法施行令 適用条項
4 用度管財課	令和6年度 燃料等売買単価契約	令和6年4月1日	国東市武蔵町糸原3338番地1	株式会社KAFCO 大分空港事業所	13,939,200 円	<p>①当該物品は、県警航空隊及び防災航空隊のヘリコプターに使用する航空燃料である。</p> <p>②災害時の救助活動や捜索等に活躍するヘリコプターを機動的に運用するため、迅速に給油が受けられるよう単価契約が必要である。</p> <p>③大分空港に事務所を有し、大分県の競争入札参加資格がある事業者は株式会社KAFCO大分空港事業所のみである。</p> <p>④単価契約:217.80円/1L</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
5 用度管財課	令和6年度 大分県収入証紙の印刷	令和6年5月23日	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	独立行政法人 国立印刷局	4,054,168 円	<p>①本業務は、大分県収入証紙の印刷を行うものである。</p> <p>②収入証紙の偽造等の不正防止を行うためには、精密な凹版印刷技術を保有するとともに、原版の保管管理や印刷不良証紙の処分について厳密に取り扱う必要がある。</p> <p>③上記の技術と信用を保持しているのは、独立行政法人国立印刷局のみである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号